

2011年11月1日

東日本大震災「被災地 NPO 応援基金」に
ご寄付をいただいた皆さま

認定 NPO 法人 市民活動センター神戸 (KEC)
事務局長 実吉威

東日本大震災 被災地支援活動のご報告

前略

日頃は大変お世話になっております。皆さまには、大震災の被災地支援のための募金にご協力いただきありがとうございました。この間、ご寄付を頂戴した皆さまに十分なお報告ができていなかったことをお詫びいたします。

発災から8ヶ月近くが経とうとしていますが、被災者の暮らしの復興はまだまだ厳しい道のりです。とりわけ私どもが重点的に関わっている福島県は、地震・津波の被害に加えて、ご存じのように原発事故による高い放射線量、そして農作物や観光業等の風評被害など、まだまだ先の見えない苦しい状況です。

【近況ご報告】

当会では6月20日から職員藤本高英君を福島県郡山市に派遣、現地の信頼に足るNPO、「うつくしまNPOネットワーク (UNN)」の常駐職員として被災者支援の一翼を担っています。

すでに4ヶ月あまり常駐しており、UNNの中核職員として、仮設住宅支援の事業「がんばろう福島!“絆”づくり応援事業」の県中(郡山地域)センター長として、仮設住宅のコミュニティづくり(仮設カフェの開催、ニュースの発行、悩み事相談、自治会の立ち上げ支援など)や県・市町村との連絡調整に多忙な毎日を送っています。

現在彼は4ヶ月余の活動レポートを作成中で、年内には皆さまにお届けできる予定です。

【ご寄付の状況と使途ご報告】

別紙をご覧ください。

【ご寄付にかかる税額控除のご案内】

以前にもお知らせしておりますが、当会へのご寄付は「税額控除」の対象となります。一般的には、

$$(\text{ご寄付額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40 \sim 50 \%$$

の金額が、確定申告により還付されます。

(詳細)

1. 所得税から40%が税額控除されます。

*さらに、神戸市民の方からのご寄付に関しても「市民住民税から6%の税額控除」が実現し、現在手続中です。(1月1日以降のご寄付に遡って適用されます)

残念ながら、兵庫県の県民住民税4%は条例がないため控除対象となりません。

2. 税額控除の額は、「所得税額の25%まで」が上限となります。

3. 上記で控除の計算ができる寄付金の額は、他の認定NPO法人や公益財団法人等へのご寄付と合わせて、「所得金額の40%」が上限となります。

●ご寄付いただいた際の領収証(寄付金受領証)を大切に保管ください(再発行はできません)。確定申告の際にご提出ください。

それでは、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

認定NPO法人 市民活動センター神戸 (KEC)